

感染拡大予防マニュアル
- **令和3年度前期授業等の実施における配慮について** -
(第6版)

令和3年度の前期授業等においては、感染拡大予防策を講じたうえで、原則、対面授業の実施に向けて準備に努めているところです。今後、新型コロナウイルス感染症のリスクが続く状況の下でも、感染の拡大防止対策を徹底し、必要な学修機会の確保と同時に、学生相互や教員との交流機会の回復も含めた、より質の高い教育・研究等の場の提供に努めていく必要があります。

これらを踏まえ、本学の感染拡大予防マニュアルを一部改定いたします。

※ _____部分が改定箇所

1. 学生生活についての配慮

(1) 学生生活における留意事項の周知

各学生が、生活の中に感染症対策を取り入れて行動するよう、京都大学新型コロナウイルス対応専門委員会が提供するe-Learning「大学生生活における新型コロナウイルス感染症対策」を受講させる。

<https://u.kyoto-u.jp/covid19e/>

同時に、危機対策本部等が発出する情報をはじめ、新型コロナウイルス感染症に対処するための必要な留意事項について、各部局において、学生に対しメールや部局のHPを通じ周知する。その際、次に挙げる感染リスクの高い行動について、特に注意を払うように求める。

- ①いわゆる夜の街における遊興やアルバイト
- ②マスク、フェースシールド等（以下「マスク等」という。）の無い状態での大声での会話
- ③友人等との会食やいわゆる飲み会
- ④サークル旅行などの多人数での集団旅行
- ⑤課外活動におけるイベント・合宿等

(2) 学生生活に対する相談への配慮

履修や学生生活に関する学生からの相談を受けるため、各部局において、必要な措置を講じる。その際、対面によらない相談も受けられるよう、メールやSNS等による相談窓口など必要な配慮を行う。

2. 前期授業等の実施における配慮

(1) 新型コロナウイルス感染症のリスクの状況に応じた実施における配慮

前期開講の授業実施については、新型コロナウイルス感染症のリスクが当面続く状況の下でも、学生相互や教員との交流機会の回復も含めた、より質の高い学修機会の確保を進めて行くために、感染拡大予防策を講じたうえで、原則対面授業の実施を進める方針とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、必要に応じ、対面授業をオンライン授業等へ変更する。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染することで重症化しやすい基礎疾患を有する学生等、対面授業を受講することが困難であると認められた学生については、可能な範囲で当該授業等の内容の同時配信、録画配信等により、個別の履修配慮を行う。

(2) 授業等の実施上の配慮

授業等の実施に当たっては、各部局において、以下の各事項に示す必要な配慮を行う。

- ① 対面授業等の実施においては、次の注意事項について、学生に対し、予めメールや部局のHPを通じ周知を行う。
 - ・ 対面授業等に出席する際は、事前に体調管理に留意し、感染リスクを伴う行動(飲食を伴う多人数の会合や多人数の旅行)を自粛すること。
 - ・ 体調に不調を感じたら、まず検温し、平熱より高い場合、あるいは平熱でも何らかの症状(せき、たん、味覚障害など)がある場合は、授業等を欠席し、自宅で安静にすること。
 - ・ 授業等への出席者は、症状がなくてもマスク等を着用することとし、マスク等を忘れた場合は、事務室の指示に従うこと。
 - ・ 咳エチケットを守り、会話する際は、可能な限り真正面を避けること。
 - ・ 授業等の前及び終了後は、手指の消毒や手洗いを励行すること。なお、手洗いに関しては、石鹸で丁寧に洗うこと。又は携帯消毒用シート、アルコール消毒液等を用いて手指を清浄に保つこと。
 - ・ 授業等終了後は、教室から速やかに退出し、キャンパス内での不要な滞在を避けること。
 - ・ 可能な限り、出席者の把握を行うとともに、新型コロナウイルス接触者アプリ(COCOA)等の利用を奨励すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ② 対面授業等の実施場所では、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。
 - ・ 対面授業等の実施に当たっては、試験定員又は教室等の収容率の概ね3分の2以下の基準(一定距離を空けて着席できる人数)程度とすること。ただし、多人数の授業等において、出入口の混雑や教室等での行動が適切に制御でき、十分な感染防止対策が講じられる場合は、上記の基準を超える収容率での対面授業を行うことも可能とする。
また、ゼミや演習等、参加者の会話が多い科目については、アクリル板の設置、換気の強化等、参加者の間隔を広くする等、様々な方法により十分な感染防止対策を講じること。
 - ・ 物(マイク、筆記具、情報機器等)は使い回しをさせない。実験器具等で共用が必要な場合はビニール手袋等を着用すること。
 - ・ 教室等やトイレには消毒液を設置すること。
 - ・ 教室等の換気は、換気装置を稼働させうえて、さらに窓を開ける(最低30分に1回以上、数分間程度、窓を2方向以上全開)など徹底すること。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
http://jsoh-ohe.umin.jp/covid_simulator/covid_simulator.html
 - ・ 授業等の実施場所の消毒等を定期的実施すること。
- ③ 対面授業等に出席できない学生等に対し、次の配慮を行う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に感染することで重症化しやすい基礎疾患を有する学生等対面授業を受講することが困難であると認められた学生については、可能な範囲でオンラインによる個別の履修配慮を行う。
 - ・ 罹患した学生や、発熱等体調に異常を感じ授業等への出席を控えている学生に対し、部局長及び授業等の担当教員の判断により、履修上の配慮を行うこと(履修登録期間の延長、補講の実

施やレポート提出等)。なお、体調不良を理由とする欠席が長く続く場合には、適宜、孤立しないよう連絡を取るなどの配慮を行う。

- ・ 学生や教員の罹患に伴う休講措置等の場合には、授業等の担当教員と学生との双方向の連絡体制を確保すること（情報環境機構が提供するPandAの利用等）。
- ・ 対面試験を受験できない学生の対応として、追試験等の実施方法や日程等は検討しておくこと。

④ 実験施設・設備を使用する場では、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。

- ・ 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行うこと。
- ・ 設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒すること。
- ・ 実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくすること。

⑤ 自習室・談話室などの共有スペースについては、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。

- ・ 一度に利用する人数を減らし、対面での飲食や会話をしないよう利用者に周知すること。
- ・ 入室時間・退室時間の確認を行うとともに利用時間を制限すること。
- ・ 共有スペースは、常時換気するように努めること。
- ・ 共有スペースへの入室前・入室後は手洗い又は手指の消毒を行うように利用者に周知すること。
- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）の消毒等を定期的実施すること。

3. 施設の利用における配慮

(1) 図書館の利用における配慮

図書館の利用については、図書館機構及び各部局において、次に示す配慮を行う。

- ・ 来館しなくても図書館サービスが利用できるようにするため、電子資料の整備、オンラインによるレファレンスや学習相談サービス、郵送貸出等の非来館型サービスを実施すること。
- ・ 利用者の滞在時間を短縮するための工夫を行うこと。
- ・ 安心して閲覧や自習ができるようにするため、閲覧席の間隔を十分に確保する。閲覧席が不足する場合は、学内の教室等を利用可能とする等の工夫を行うこと。
- ・ 貸出手続き等の際の飛沫感染・接触感染を防ぐため、透明仕切りの設置やビニール手袋の使用などの工夫を行うこと。
- ・ 順番待ち行列が予想される場合は、間隔を空けて整列するよう促すため、フロアマーカの設置等を行うこと。
- ・ その他、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(更新版)」(日本図書館協会)を参考に必要な取組みを行うこと。

(2) 食堂、購買等の利用における配慮

昼休み時の食堂の混雑を緩和するため、令和3年度の授業時間割を変更し、昼休みの時間を15分延長したことも踏まえて、必要な配慮を行う。

① 食堂、購買等の利用については、各運営者において次に示す配慮を行う。

- ・ 混雑時の入場制限、食堂における座席間隔の確保、レジ前の床にフロアマーカを設置するなど、人と人との間隔を十分に確保すること。

- ・ 利用者の入口での手洗い・手指の消毒を徹底するとともに、多数の人が触れる箇所を定期的に消毒すること。
- ・ 窓・出入口の開放など、衛生面に留意しながらこまめな換気を実施すること。
- ・ 食堂では、ビュッフェ形式による食品提供を行わないこと。
- ・ カウンター及びレジは、透明仕切りを設けて遮蔽すること。
- ・ レジでは電子マネーの利用を呼び掛けるとともに、現金については手指が触れないように受け渡しトレーを使用すること。
- ・ 食堂での会話を極力避けるように促すこと。
- ・ 食事・買い物後は、長時間滞在することなく退店するよう利用者に周知すること。
- ・ 従業員は発熱や体調不良がないことを確認し記録するとともに、発熱・体調不良の兆候がある場合は出勤停止とすること。
- ・ 座席の間にアクリル板等の仕切りを設置すること。設置が困難な場合は、座席の間隔を十分に取り、正面に向かい合わせとならず座れるように配置を工夫すること。
- ・ 使用後、利用者が机や椅子を清拭できるように、消毒用シート等を設置すること。

② 昼食時の食堂の混雑緩和のための、本部及び各部局において、次に示す配慮を行う。

- ・ 弁当で食事のとれる場所の拡充を行うこと。
- ・ 職員等の休憩時間の弾力化により、食堂や売店の混雑時の利用を避けること。
- ・ 食事のとれる場所においては、飛沫感染予防のために、座席の間にアクリル板等の仕切りを設置すること。設置が困難な場合は、各自の間隔を十分に取り、正面に向かい合わせとならず座れるように配置を工夫すること。
- ・ 使用後、利用者が机や椅子を清拭できるように、消毒用シート等を設置すること。
- ・ 換気装置を稼働させたいうで、さらに窓を開ける(最低30分に1回以上、数分間程度、窓を2方向以上全開)、出入口の開放など、衛生面に留意しながら換気を実施すること。

4. 部(クラブ・サークル)活動における配慮

部(クラブ・サークル)活動の実施に当たっては、別途定める「**課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル(第6版)**」に基づき、感染拡大防止の責任者を決め、マニュアルが守られているかチェックする仕組みを確認し、必要な対策を実施する。

部局公認団体については、同マニュアルと併せて当該部局の定めるガイドライン等を遵守しているか確認し、必要な対策を実施する。

5. 学内において学生又は教職員の罹患が確認された場合の授業の対応

(1) 学生又は教職員の罹患が確認された場合の感染拡大防止等の対応

学生又は教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合は、別途「**学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第5版)**」に基づき、保健所及び危機対策本部の指示のもと必要な感染拡大防止等の対策を実施する。

(2) 関係部局において、出席停止の対象となった学生への学修時間の確保

KULASIS、PandA 及び OCW 等を活用し課題を与え、レポートの提出などで可能な限り学修時間の確保に努める。

※ 上記内容については、現時点のものであり、随時、変更される可能性がある。